業務委託仕様書

1 本業務を委託する経緯・目的

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館(以下、「空宙博」という。)は、国内唯一の航空宇宙に関する本格的な博物館として魅力向上に取り組んでいる。令和6年10月には、新たに企画棟を建設し、こけら落としとして、宇宙開発の最新情報を紹介する企画展を開催する。

本業務は、空宙博において、来館者が近未来の宇宙開発に夢や期待を膨らませられるよう、映像及び同再生設備の制作・設置を委託するものである。

【博物館概要】

○設立年

平成8年「かかみがはら航空宇宙博物館」オープン(各務原市設置・運営) 平成30年「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」としてリニューアルオープン (岐阜県県市共同設置)

- ○所在地 岐阜県各務原市下切町5丁目1番地
- ○博物館設置目的

航空宇宙に関する資料を収集・展示し、また、航空宇宙技術史及び航空宇宙開発への挑戦の物語を伝えることにより、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を図り、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与する。

- ○展示機体 航空機や宇宙探査機の実物大模型等 56 機
- ○入館料 大人 800 円・高校生/6 0歳以上 500 円・小中学生 無料
- ○利用者属性(令和4年度の来館者に占める割合) 小中学生…47.2% その他…52.8%
- (参考) WEB サイト http://www.sorahaku.net/index.html

2 委託業務名

空宙博「近未来の宇宙開発体感CG映像コンテンツ」制作委託業務

3 委託業務期間

契約締結の日から令和6年10月9日(水)まで

4 業務の概要

- (1) 宇宙開発イメージCG映像の制作
- (2) 映像再生設備の制作
- (3) (2) により制作した設備の設置
- (注意) 本コンテンツのメインターゲットは小学3年生~中学生とする。

5 委託業務の内容

(1) CG映像の制作

①規格等

- ・映像の数 1本以上
- ・映像の尺 1本あたり3分以内(内容や再生設備を踏まえ尺を提案すること)
- ・CG映像による映像であること。ただし、CG映像に実写映像を組み合わせても差し支えない。
- ・納品 「(2) 映像再生設備の制作」における設備で再生するデータ及びPCで 再生可能なデータを保存したSDカード1 枚

②映像の内容

- ・以下の内容を踏まえ、視聴者が近未来の宇宙開発に夢や期待を膨らませられるよう、没入 感の高い映像とすること。なお、制作は県と協議のうえ進めるものとする。
- ・映像の内容は、NASA主導のアルテミス計画によりもたらされる宇宙開発・宇宙利用の近未来を紹介するものを基本とし、特に"月"に着目した内容とする。なお、「近未来」とはアルテミス計画期間を中心に、2030年代頃までを想定し、一定の根拠を踏まえたうえで制作すること。ただし、その先を含めることは差し支えない。
- ・なお、近未来において開発された月面拠点の広範囲にわたる風景及び、現時点で JAXA や民間企業等が想定している宇宙開発を紹介するシーンを必ず入れること。
- ・現時点でJAXAや民間企業等が想定している宇宙開発については、住居、食、移動を含め3種類以上取り上げること(例;宇宙基地、宇宙ホテル、植物栽培プラント、月面走行ローバー等)。具体的にどの開発内容を盛り込むかは、県と協議の上決定するものとする。
- ・映像制作にあたっては JAXAや民間企業等の協力及び監修を得ながら行うこと。これらの JAXAや民間企業等への依頼及び連絡調整確認は受託者が行うものとする。また、県は必要に応じて協力依頼を行う。
- ・また、後年に渡って使用料の発生する素材の使用は原則、認めない。
- ・映像内の解説シーンの難易度は、小学3年生以上が理解できる程度の内容とすること。ただし、小学3年生未満でも楽しめるようストーリーや演出を工夫すること。
- ・映像には、日本語及び英語の字幕を入れること。日本語字幕で使用する漢字は、小学3年生までに習う漢字とし、漢字にはルビを振ること。英語字幕の翻訳は別途県が行う。

③企画提案について

- ・上記②を踏まえて、コンセプトやストーリー、シナリオ、演出、映像の尺を提案すること。
- ・解像度について、実際にCGコンテンツを制作し提示する必要はないが、同程度の品質の CGサンプル画像を提案書に掲載すること。

(2)映像再生設備の制作

①規格等

- ・全体サイズ $W5m \times D5m \times H4m$ の空間に、映像再生・音響装置等機材一式が収まる設備とする。
- ・再生手法 スクリーン投影、モニター等再生手法は問わない。また、スクリーン等の

数や大きさ、形状も自由とし、「②設備の内容」を踏まえて効果的な再生 手法・設備を提案すること。ただし、ドーム型スクリーンは別に使用予定 のため不可とする。

- ·同時鑑賞人数 5名以上
- ・納品 「(3)設備の設置」に示すとおり、県が指定する企画展会場に設置する こと。また、図面データ及び博物館職員による取扱い方法(移設時の解体 組立方法を含む)に関する説明書を作成のうえ、納品すること。

②設備の内容

- ・「(1) CG映像の制作」で制作した映像の没入感が最大限に高まる設備とすること。
- ・一度再生操作をすれば連続再生できる等、常駐スタッフなしで運用できるものとすること。
- 一般的な電源設備で使用可能な設備とすること。
- ・人がぶつかったり、もたれかかったりしても倒れないよう安全性の高い設備とすること。
- ・企画展終了後は、設備一式を博物館内の別の場所に移設し、引き続き使用する。そのため、 移設可能な設計とすること。ただし、移設作業は本業務に含まず、移設時の費用見積も不 要である。
- ・移設後の具体的な設置場所は未定であるため、空宙博の展示スペース(屋内)において、 設置個所周辺の施設環境に関わらず、装置一式を独立して設置できる設備とすること。
- ・今後、本設備で別の映像を再生することを想定しているため、「(1) CG映像の制作」で制作する映像以外のものでも使用でき、映像の変更やメンテナンスが容易な設備とすること。
- ・構成機器や部分などが故障・老朽化した際、取り替え可能な設備とすること。
- ・設備の使い方や問合せ先を記載したマニュアルを作成すること。

③企画提案について

- ・上記を踏まえた設備を提案すること。
- ・使用予定のプロジェクターやモニター等の機材スペックについても説明すること。また、 当機材を使用した再生時の映像品質を把握できる画像を提案書に掲載すること。

(3) 設備の設置

- ・令和6年10月9日(水)までに、県が指定する場所に設置すること。具体的な日時は、 県と協議のうえ決定する。(10月12日(土)一般供用開始予定)
- ・企画棟は完成(令和6年9月末を予定)まで立ち入ることができないため、搬入や設置方法については設計図等を基に県と協議しながら調整を進めること。
- ・設置の際は県や博物館職員の指示に従うこと。

6 業務の実施体制

- ・総括責任者を1名、実務担当者を1名以上配置すること。
- ・契約締結後、速やかに本委託業務の実施体制及びスケジュールを県へ提出し、その承認を 得ること。

7 業務完了届について

受託者は、本委託業務が完了したときは、速やかに以下の書類を提出すること。

- ① 委託業務完了届
- ② その他、県が指示するもの

8 著作権等に関すること

著作権等については、別記1「著作権等取扱特記事項」によるものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

業務実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2)業務の一括再委託の禁止

受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わすことはできない。ただし、業務 を効果的・効率的に実施するために必要と思われる業務については、業務の一部を第三者に 委託することができる。

(3) 個人情報保護の取扱い

受託者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報 取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 情報セキュリティ保護

受託者は、この契約による事務を行うため情報資産を取り扱う場合は、別記3「情報セキュリィに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 守秘義務

業務実施により知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。(委託業務終了後も同様とする。)

(6) 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができるものとする。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約を解 除できるものとる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎ を行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

11 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照ら して理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨 害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資 格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

12 その他

本仕様書に明示なき事項、県の事業計画の変更により生じる事項並びに業務上疑義が発生した場合は、県と協議のうえ業務を進める。

また、本委託業務の実施にあたっては、県と十分に協議したうえで行うこと。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る画像、映像その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び 第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受託者が制作した成果物に係る画像、映像その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
 - 一画像
 - 二 映像
 - 三 その他本業務の実施に際し制作したもの
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る画像、映像その他の素材の 著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約に より当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させる ものとする。
 - 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 県は、受託者が制作したコンテンツの本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、県に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、県に対し、成果物等の電子データが入った納入物を当該成果物の引渡し時に引き 渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に県に移転する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(以下「事務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなけれ ばならない。
- 4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において 事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修 を、事務従事者全員(派遣労働者を含む。)に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

- 第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、 又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県 の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

- 第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 2 受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その 方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その 特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した 名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了 時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報 を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判 読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を県に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された保有個人情報が記録 された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでな い。

(再委託の禁止)

- 第11 受託者は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとす

る場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるととも に、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個 人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の 求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。) は原則として認めない。 ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容 を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告

- し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り 当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

- 第15 県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を 解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

(用語の定義)

- 第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
 - (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
 - (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

- 第3条 受託者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。
- 2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

- 第4条 受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者 (派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしな ければならない。
- 2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。
- 3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならなない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、 又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が県に帰属するものに限る。 以下「管理対象情報」という。)を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

- 第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅 失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによる

アクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について県に報告すること。

- (2)本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、 受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用 して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5)管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約 の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

- 第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、県への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。
- 2 受託者は、県に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、県の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で 県に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

- 第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

- 第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。
- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく県に連絡し、県からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかに した体制報告書を作成し、県に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について 明らかにした実施報告書を作成し、県に提出しなければならない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地 名称 代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 16 条に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名				
		対策項目	確認欄	
1. システム的対策				
(1) リスク低減のための措置				
	①アクセス権限の確認・	多要素認証の利用・不要なアカウントの削除を		
	行っている。			
	② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。			
	③ セキュリティパッチ	(最新のファームウェアや更新プログラム等) を		
	迅速に適用している。			
	④ メール誤送信を防止	するためのシステム等を導入している。		
(2)	2) インシデントの早期検知のための取り組み			
	① サーバ等における各	種ログを確認している。		
	② 通信の監視・分析や	アクセスコントロールを点検している。		
(3)) インシデント発生時の適切な対処・回復			
	① データ消失等に備え	て、データのバックアップの実施及び復旧手順を		
	確認している。			
2. 人的対策				
(1)	組織における対策			

	① セキュリティ事故発生時に備えて、事故を認知した際の対処手順を確		
	認し、対外応答や社内連絡体制等を準備している。		
	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。		
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に		
	連絡・相談する体制としている。		
(2) 各個人における対策			
	①各端末等のパスワードについて、定期的に変更させ、6文字以上で英		
	数字を混ぜる等により第三者が類推しにくいものとしている。		
	②文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業		
	場所の近くに貼付する等により注意喚起している。		

[※]チェックできない項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること。

報告例

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地 名称 代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 17 条に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。